

市田 町内会の皆様へ

廃天ぷら油の回収について

豊川市では、市民のみなさまのご家庭から排出される廃食用油（天ぷら油）を回収しています。

回収された廃食用油はリサイクル燃料等に精製され、燃料として活用されています。

廃食用油（天ぷら油）の回収にご協力ください。

【回収場所】

市田地区市民館通路（「可燃ごみ」と同じステーション）

【受付日時】 毎月第4金曜日：当日の日の出から正午まで

◆ 令和8年04月24日（金）	◆ 令和8年10月23日（金）
◆ 令和8年05月22日（金）	◆ 令和8年11月27日（金）
◆ 令和8年06月26日（金）	◆ 令和8年12月25日（金）
◆ 令和8年07月24日（金）	◆ 令和9年01月22日（金）
◆ 令和8年08月28日（金）	◆ 令和9年02月26日（金）
◆ 令和8年09月25日（金）	◆ 令和9年03月26日（金）

【廃天ぷら油の出し方ルール】

- ※1 回収できる廃食用油は、家庭で使用した植物性油に限ります。（ラードなど動物性油や車両のオイルなどは受け取れません。）
- ※2 出来るだけ天かす等のごみを取り除き、確実にフタのできるプラスチック容器（空の天ぷら油容器やペットボトルなど）に入れてお持ちください。
- ※3 町内会で指定した回収場所に設置した回収用コンテナに入れてください。
- ※4 通常の資源ステーション回収では、廃食用油の回収は行いません。
- ※5 賞味期限切れの未使用の天ぷら油も回収可能です。
- ※6 廃天ぷら油を詰めた容器は、回収場所を汚さないよう極力汚れの少ないものを利用してください。